### 令和6年度介護報酬改定等について(令和7年度から義務化)

経過措置が終了し、令和7年度より義務となるもの等について、概要をまとめています。 詳細については厚生労働省の HP、「令和6年度介護報酬改定の概要」の「令和6年度介護報酬改定 における改定事項について」の資料等をご確認ください。

○「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(P.49)

#### 業務継続計画未策定事業所に対する減算の適用開始

業務継続計画未策定減算は、各サービスの指定基準に規定される基準を満たさない事実が生じた場合(計画の未策定)に、その翌月(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から基準に満たない状況が解消されるに至ったが他まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとされています。

- ※ 業務継続計画の策定については下記のリンクから厚生労働省のHPをご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga 00002.html
- ○「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(P.150)

#### 書面掲示規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととされています。

○「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」(P.43)

#### 特定事業所医療介護連携加算の見直し

特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件について見直しが行われました。

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回 以上算定していること。

※ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとされています。

# 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

## 概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策 定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

## 単位数

<現行> なし



業務継続計画未実施減算施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

# 算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
  - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
  - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
  - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、 居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- **1年間の経過措置期間**中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

### 「書面掲示」規制の見直し

省令・告示・通知改正

■ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。 (※令和7年度から義務付け)

# 1.(4)⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

## 概要

#### 【居宅介護支援】

○ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。【告示改正】

# 算定要件等

#### ○特定事業所医療介護連携加算

<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を<u>5回以上</u>算定していること。

#### <改定後>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。



※ 今和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年 4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるター ミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月 から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の 算定回数を加えた数が15以上であることとする。